

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、下記のとおり随意契約を締結したので、室戸市契約規則第31条の3第2項により公表します。

令和3年4月1日

室戸市長 植田 壯一郎



記

物品又は役務の 名称及び数量	令和3年度広報むろと折込梱包委託業務
契約締結日	令和3年4月1日
契約者氏名(名称)・ 所在地	公益社団法人 室戸市シルバー人材センター 室戸市浮津26-5
契約金額	¥1,182,720
契約者を決定 した理由	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センターであり、提出された見積金額が予定価格内であったため。
所在地 契約担当部署	室戸市浮津25番地1 室戸市役所 総務課 Tel0887-22-5114